

インターリスクニュース

人 車 <道路>

7月の 安全運転のポイント

2025年7月号

違法駐車は、交通渋滞や緊急自動車の通行を妨げる要因となるだけでなく、道路の見通しを悪化させ、飛び出しなどによる事故の要因ともなります。そこで今回は、駐停車の禁止場所や駐停車の方法など、駐停車に関するルールをまとめてみました。



駐車と停車の定義

◆駐車

駐車とは、次の二つの場合をいいます。

- ① 客待ち、荷待ち、貨物の積卸し、故障その他の理由により継続的に停止すること。
(貨物の積卸しのための停止で5分を超えない時間内のものと人の乗降のための停止は除きます。)
- ② 運転者が車を離れていて、直ちに運転することができない状態にあること。

◆停車

停車とは、車が停止状態にある場合で、駐車以外のものをいいます。例えば、人の乗降のための停止は、停車になります。

※赤信号での停止や交通渋滞で停止する場合は一時停止となり、駐車や停車には該当しません。

子どもの帰りを待つ
継続的な停止



子どもを目的地まで送つ
降ろすための一時的な停止



駐車や停車が禁止されている場所

◆駐停車が禁止されている場所

- ・駐停車禁止の標識、標示のある場所
- ・軌道敷内
- ・坂の頂上付近やこう配の急な坂
- ・トンネル
- ・交差点とその端から5m以内
- ・道路のまがり角から5m以内
- ・横断歩道、自転車横断帯とその端から前後5m以内
- ・踏切とその端から前後10m以内
- ・安全地帯の左側とその前後10m以内
- ・バス、路面電車の停留所の標示板(柱)から10m以内
(運行時間中に限る。)

◆駐車が禁止されている場所

- ・駐車禁止の標識、標示のある場所
- ・駐車場や車庫などの自動車専用の出入口から3m以内
- ・道路工事の区域の端から5m以内
- ・消防用機械器具の置き場、消防用防火水そう、これら道路に接する出入口から5m以内
- ・消火栓、指定消防水利の標識、消防用防火水そうの取り入れ口から5m以内
- ・火災報知器から1m以内

※引っ越しなどのやむを得ない事情があり、警察署長の許可を受けた場合には、駐車禁止場所であっても駐車することができます。

駐車可などの標識のある場所

駐停車禁止場所や駐車禁止場所であっても、右の標識のある場所では駐停車することができます。

【駐車可】



【停車可】





駐車・停車の方法

駐停車する場合は、歩道や路側帯の有無など道路状況に応じて、駐停車の方法が定められています。

- ①歩道や路側帯のない道路では、道路の左端に沿います。
- ②歩道のある道路では、車道の左端に沿います。
- ③路側帯のある道路で路側帯の幅が0.75メートル以下の場合は、車道の左端に沿います（図1）。
- ④路側帯のある道路で路側帯の幅が0.75メートルを超える場合は、路側帯に入ることができますが、車の左側に歩行者の通行のため0.75メートル以上の余地をあけておく必要があります（図1）。
- ⑤路側帯の幅が0.75メートルを超える場合でも、実線と破線の路側帯（駐停車禁止路側帯）や二本の実線の路側帯（歩行者用路側帯）のあるところでは、路側帯の中に入ることはできません（図2）。



無余地駐車の禁止

駐車した場合に、車の右側の道路上に、3.5m以上の余地がない場所では駐車できません。また、標識により余地が指定されている場所では、その余地がとれない場所では駐車できません（図3）。

ただし、荷物の積卸しで運転者がすぐに運転できる状態にあるときや、傷病者の救護のためにやむを得ないと駐車することができます。



夜間における一般道路での駐停車

夜間に一般道路に駐停車するときは、非常点滅表示灯、駐車灯、尾灯のいずれかをつけなければなりません。



高速道路での駐停車

高速道路は駐停車禁止が原則ですが、危険防止のためや故障などのやむを得ない事情のある場合は、十分な幅員のある路側帯（路肩）に駐停車することができます。高速道路は歩行者の通行は禁止されているため、路側帯に入って道路の左端に沿って駐停車します。

駐停車する場合には、昼間は車の後方に停止表示器材を置き、夜間は停止表示器材を置くとともに、非常点滅表示灯、駐車灯、尾灯のいずれかをつけなければなりません。

図1 路側帯のある道路での駐車

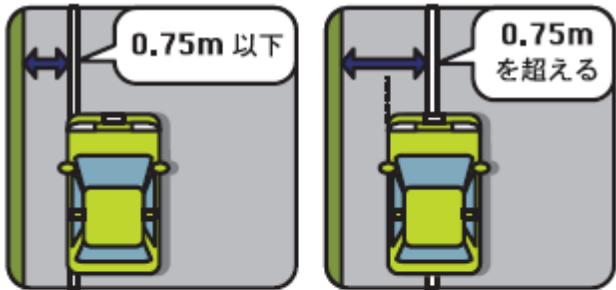


図2 駐停車禁止路側帯等での駐車

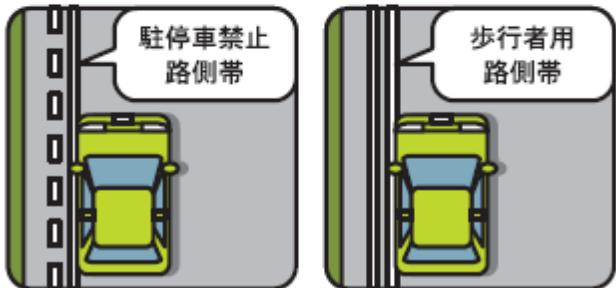
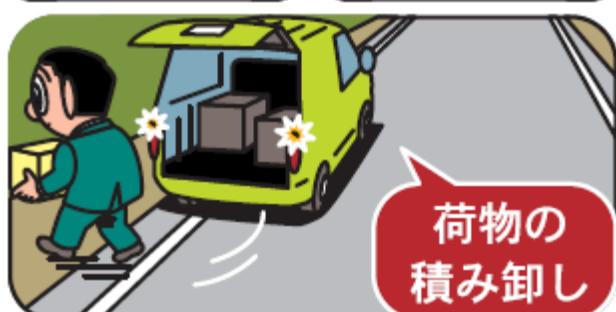
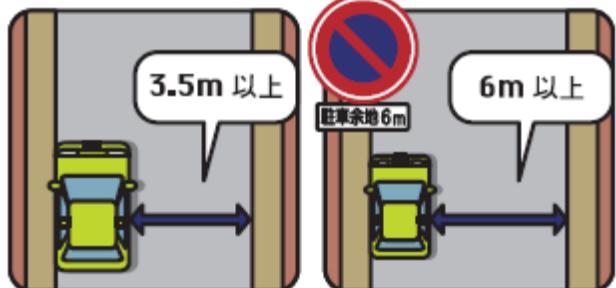


図3 無余地駐車の禁止



【お問い合わせ先】

ほけんの ジョット

〒410-1107 静岡県裾野市御宿1500
TEL 0120-021-900